## PCR検査体制の拡充と整備を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の特徴は無症状例が多いことにあり、隠れた地域内流行が存在する。そのため、人との密な接触が避けられず、感染管理を必要とする職種においては、無症状であっても検査を受ける必要がある。特に、医師や看護師、高齢者介護職員、障がい者介護職員等、感染による重症化リスクの高い利用者のケアに当たる職員が定期的にPCR検査を受けることは、利用者の命を守るためにも、また、医療崩壊を招かないためにも極めて重要である。

しかし、日本におけるPCR検査は、感染が疑われる場合とクラスター対策のための行政検査及び医師が必要性を判断した場合に、検査協力医療機関、地域外来・検査センターで受ける検査に限られ、特定の職種を対象とする無症状者への定期的検査は行われていない。

一方、日本では、無症状者が独自の判断でPCR検査を受ける場合には高額な検査費用がかかるが、スポーツ業界では既に6月から選手を対象に定期的な検査をスタートさせている。また、地方自治体においても、限られた財源を駆使して、エッセンシャルワーカーを中心に無症状者への独自の検査に踏み切る自治体が出始めている。いずれも、政府の検査体制の改善が図られるまでの応急対応と言える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記のことを強く求める。

記

- 1 関係機関や民間との連携を図り、PCR検査の実施能力を大幅に拡充すること。
- 2 感染予防と社会活動の両立を図るため、エッセンシャルワーカーを中心に検査 対象を無症状者にも拡大すること。
- 3 特に医療・介護職員に対しては、早急に定期的なPCR検査体制を整備すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司